

令和4年度 国民年金の保険料額

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、**月額16,590円(定額)**です。

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、口座振替もできます。

また、保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

国民年金保険料の学生納付特例申請について

国民年金保険料を納付することが困難な学生は、本人の所得が一定額以下の場合、申請により、在学中の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。この申請は、毎年度必要です。

令和3年度に学生納付特例により保険料納付を猶予されている人で、令和4年度も引き続き同一の学校に在学予定の人には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます。

このハガキに必要な事項を記入し返送することで、令和4年度の申請ができます。

なお、4月以降に初めて申請をされる人は、窓口で手続きが必要です。

申請に必要なもの

- ・学生証の写し(両面)または在学証明書
- ・基礎年金番号または、マイナンバーがわかるもの(年金手帳、マイナンバーカードなど)
- ・本人確認書類(運転免許証など)

申請窓口

住民課、分庁総合窓口課

問い合わせ先

米子年金事務所 TEL 0859-34-6111
住民課 TEL 0859-68-3115



ワクチンで肺炎予防

令和4年度高齢者肺炎球菌ワクチン接種

肺炎で一番多い病原菌は、肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておくことで、肺炎予防や重症化を防ぐことができます。

令和4年度の接種対象者には、3月に個別に通知をしていますので、ワクチンを打って、肺炎を予防しましょう。

対象者

- ①令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいがある人



※今までに1度でも高齢者肺炎球菌ワクチン(23価)を接種したことのある人は対象外

接種期間

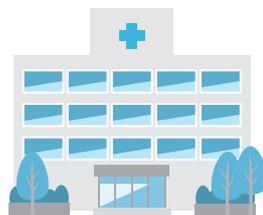
4月1日(金)~令和5年3月31日(金)

自己負担額

3,000円

接種方法

個別通知に同封してある「接種実施医療機関名簿」の中から受診する医療機関を選び、事前に予約してから接種してください。



問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536